

新旧対照表

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	
新	旧
第1条～第2条 (現行どおり) (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。 2～3 (現行どおり) 第4条～第7条 (現行どおり) (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 (1) 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。))による未成年者口座からの払出	第1条～第2条 (省略) (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。 2～3 (省略) 第4条～第7条 (省略) (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 (1) 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。))による未成年者口座からの払出

しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと (2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第18条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。)又は贈与をしないこと ①～⑤ (現行どおり) (3) (現行どおり) 第9条～第31条 (現行どおり) 附則 2016年1月1日 制定 2017年1月1日 施行 2019年3月1日 施行 2021年6月21日 施行 2023年10月1日 施行 <u>2024年1月1日 施行</u>	しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと (2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。)又は贈与をしないこと ①～⑤ (省略) (3) (省略) 第9条～第31条 (省略) 附則 2016年1月1日 制定 2017年1月1日 施行 2019年3月1日 施行 2021年6月21日 施行 2023年10月1日 施行
--	---